

宿泊施設バリアフリー化支援補助金の募集を開始します！

東京都及び(公財)東京観光財団では、障害者や高齢者など、あらゆる人が安全かつ快適に過ごしていただけるよう、バリアフリー化に取り組む宿泊事業者に対し、施設整備等に要する経費の一部を補助します。この機会にぜひご活用ください。

募集の概要

- 1 補助対象者 都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設
- 2 補助対象経費及び補助率等 下記のとおり(※については条件があります。)

補助対象経費	延床面積 1,000 ㎡未満の施設		延床面積 1,000 ㎡以上の施設	
	補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
(1) 施設整備 ※8	4/5	3,000万円 (6,000万円) ※5	2/3	2,500万円 (5,000万円) ※5
(2) 客室整備 ※1 ※8	3/4 ※2	4,000万円 (8,000万円) ※6	2/3 ※2	3,500万円 (7,000万円) ※6
	4/5 ※3	4,200万円 (8,400万円) ※6	3/4 ※3	4,000万円 (8,000万円) ※6
	9/10 ※4	4,800万円 (9,600万円) ※6	4/5 ※4	4,200万円 (8,400万円) ※6
(3) 備品購入	4/5	320万円	2/3	270万円
(4) 実施設計 ※7	4/5	100万円	2/3	90万円
(5) コンサルティング	2/3	100万円	2/3	100万円

※1 「建築物バリアフリー条例に定める一般客室」又は「車いす使用者用客室」を目指す整備

※2 15㎡未満の建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備を行う場合

※3 車いす使用者用客室の整備を行う場合又は15㎡以上の建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備を行う場合

※4 車いす使用者用客室の整備で、客室出入口の有効幅を90cm以上とする場合

※5 以下に示す敷地内の整備を含む2種類以上の整備を行う場合

①敷地内の通路、②出入口、③廊下等、④階段、⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、

⑥エレベーター、⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、⑧駐車場

※6 客室を6室以上(改修前を基に判断)バリアフリー化する場合

※7 (1)又は(2)と同時に申請したもののみ対象とする。

※8 建築物バリアフリー条例に基づく新設に伴う設置義務の部分は対象外

- 3 募集期間 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

※補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

- 4 申請方法 申請書類や手続き等については、(公財)東京観光財団ホームページ

(<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/yado-barrier-free.html>)に令和6年4月1日以降、掲載いたします。



【問い合わせ先】

<事業全般について>

産業労働局 観光部 受入環境課 代表番号 03-5320-4802

<申請方法等について>

(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観光インフラ整備課 電話 03-5579-8463